

安芸高田市共同募金委員会

共同募金配分金地域助成要領

(趣 旨)

第1条 安芸高田市共同募金委員会（以下「委員会」という。）は、住民等の善意の募金である共同募金配分金を財源に、安芸高田市内で、お互い様の心を持ち、誰もが安全で安心して暮らせる福祉のまちづくりを推進する住民団体・グループ等（以下「団体」という。）の活動を支援することを目的に助成を行う。

(対象団体)

第2条 助成対象団体は、次の各号に掲げる要件を全て満たす団体とする。

- (1) 安芸高田市内の住民団体（5戸以上）、自治会、ボランティアグループ、福祉団体、当事者団体 等
- (2) 団体において、その運営が自主性、非営利性、公開性を原則としていること
- (3) 共同募金運動を通して、地域福祉活動に参画、賛同する団体

(対象事業)

第3条 助成対象事業は、年度内（4月1日から翌年3月31日まで）に実施・完了できる事業で、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 地域住民を対象とした福祉活動事業
- (2) ボランティア活動事業
- (3) 当事者団体活動事業
- (4) 地域福祉活動事業
- (5) その他、委員会が必要と認めた事業

(対象となる費目)

第4条 助成対象となる費目は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 謝礼 研修会、講習会等の講師謝礼金
- (2) 使用料 会議室等の使用料、借上料
- (3) 広報費 活動記録のための写真印刷代
- (4) 材料費 料理講座等調理にかかる材料費
- (5) 消耗品費 活動にかかる事務用品代、消耗品代
- (6) 燃料費 ガソリン代等
- (7) 通信運搬費 切手、はがき代
- (8) その他、委員会が必要と認めた費目

(対象とならない事業)

第5条 助成対象とならない事業は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 国や地方自治体からの補助金・委託金や民間の助成金等を受ける事業
- (2) 特定の個人的活動又はそれに類する事業
- (3) 他団体または下部組織への助成を目的とした事業
- (4) 営利を目的とする事業
- (5) 政治、宗教、労働組合等のための手段として行われる事業
- (6) その他、委員会の趣旨にそぐわない事業

(対象とならない事業費目)

第6条 助成対象とならない事業費目は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 飲食費 会議・交流会等食事代
- (2) 旅 費 高額な交通費、単なる旅行費等
- (3) 人件費 報酬、時給、日当等に類するもの
- (4) 建物の増改築や補修、整備に関するもの
- (5) OA 機器や作業機械、その他の備品等

(助成金額)

第7条 助成金額は予算の範囲内で、1団体あたり、下限20,000円から上限100,000円とする。

(募集及び申請)

第8条 募集及び申請手続きは、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 募集案内は、市社協ホームページ、広報紙等により行い、公募とする。
- (2) 助成を受けようとする団体は、定められた期間内に助成金交付申請書(様式1)、事業計画書(様式2)、収支予算書(様式3)及び名簿(様式4)等必要書類を添付し提出しなければならない。

(助成及び助成額の決定)

第9条 会長は、前条第2号による申請を受理した場合、安芸高田市共同募金委員会審査委員会(以下「審査委員会」という。)を招集する。

- 2 審査委員会は、申請内容を検討、審査するとともに助成及び助成額を決定する。
- 3 前項により助成及び助成額を決定した場合は、決定通知書(様式5)により申請団体に通知する。

(交 付)

第10条 助成を受ける団体は、前条第3項の通知を受け助成金の交付を受ける場合、助成金請求書(様式6)を提出しなければならない。

- 2 会長は、前項の請求書を受理した場合、その内容が適正であるか確認し、速やかに団体の指定口座へ振り込むものとする。

(事業実施における遵守事項)

第 11 条 助成を受けた団体（以下、「受給団体」）は、事業実施にあたり次に掲げる各号を遵守しなければならない。

- (1) 受給団体は、助成金を予算に計上し、適正に処理しなければならない。
- (2) 受給団体は、助成対象事業を計画に沿って確実に実施し、「赤い羽根共同募金」の助成を受けている事業であることを啓発するよう努めなければならない。
- (3) 受給団体は、事業内容を変更又は辞退（中止）する場合は、事前に届け出て会長の承認を得なければならない。
- (4) 受給団体は、審査委員会の要求により活動状況や事業の執行状況の調査がある場合、調査に協力しなければならない。

(事業報告)

第 12 条 受給団体は、助成事業完了後 2 週間以内に、実績報告書（様式 7）・（様式 8）、収支決算書（様式 9）等必要書類を添付し提出しなければならない。

(助成決定の取り消し及び助成金の返還)

第 13 条 委員会は、受給団体が次に掲げる各号いずれかに該当する場合、助成決定を取り消し、助成金の全部又は一部を返還させることができる。ただし、特別の事情があると認められる場合はこの限りではない。

- (1) 虚偽の申請、不正な手段により助成金を受給したとき
- (2) 助成金を助成対象事業に使用しないとき
- (3) 助成対象事業の進捗が極めて不良と認められたとき
- (4) 助成対象事業の一部又は全部を廃止したとき
- (5) 本要領第 11 条各号及び第 12 条に掲げる事項を遵守しないとき
- (6) 助成対象事業終了後、助成金に余剰金があるとき
- (7) その他、審査委員会の調査により不相当と認められたとき

(その他)

第 14 条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この要領は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

この要領は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

この要領は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

この要領は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。